

## 一斉公開建築パトロール実施要領

### 1. 日時

平成30年10月24日（水） 午前10時から午後2時まで

### 2. 実施対象区域

建築活動の活発な区域を重点地区とし、おおむね都市計画区域および準都市計画区域内の全域

### 3. 動員体制

	班数	パトロール車台数	参加職員数
福井土木事務所	1	1	2
三国 //	1	1	2
奥越 //	1	1	2
丹南 //	1	1	2
丹南 // 鯖江丹生土木部	1	1	2
敦賀 //	1	1	2
小浜 //	1	1	2
県合計	7	7	14
福井市	3	3	6
福井県下総計	10	10	20

### 4. 重点事項

- ・ 福井県建築行政マネジメント計画に基づく特別査察の実施
- ・ 完了検査・中間検査徹底のための啓発、検査申請の督促及び検査未申請建築物の摘発
- ・ 適切な工事監理が行われるための啓発、指導及びパトロール
- ・ 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する懲戒・監督処分制度の広報等

### 5. 報告

各土木事務所は、実施結果を様式2、3により10月24日（水）午後2時30分までに福井県土木部建築住宅課へFAX又はメールにて報告する。

### 6. 報道機関への発表

県（建築住宅課）は、一斉公開建築パトロールの実施計画及び実施結果を報道機関に発表する。